

平成27年度 周南市男女共同参画審議会議事録

- 1 開催日時 平成28年3月15日（火）13時30分～14時50分
- 2 開催場所 徳山保健センター 1階健診ホール
- 3 出席者

出席委員（13名）	石川 英樹 委員 石田 準二 委員 内山 貴子 委員
* 欠席4名	玖村 理恵子 委員 小山 義記 委員 高橋 愛 委員
	比上 行夫 委員 丸山 和之 委員 丸山 智大 委員
	丸山 康子 委員 三浦 幸江 委員 山崎 潤子 委員
	吉森 信雄 委員
事務局等（4名）	環境生活部長 人権推進課3名

4 議事内容

- (1) 部長あいさつ
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 委員及び事務局の紹介
- (4) 会長・副会長の選任

審議会の役割について事務局が説明した後、会長・副会長の選任を行う。

会長、副会長について、委員から事務局案を示すよう発言があり、事務局が石川委員を会長に、高橋委員を副会長に推薦し、全員一致で、石川委員を会長に、高橋委員を副会長に選出した。

(5) 会議等の運営について

事務局が、

- ① 会議は公開とする。
- ② 会議録は要点筆記とし、ホームページを通じて公開する。会議録作成のため会議を録音する。
- ③ 会議録では発言者は、議長、委員、事務局と表記し個人名は記載しない。
- ④ ホームページに、委員名簿を公開する。

(6) 議 題

石川会長により議事進行。

ア. 女性活躍推進法について

事務局から次のとおり、説明を行った。

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成 27 年 8 月 28 日に国会で成立した。

「女性活躍推進法」は、自らの意思によって働き又は働こうとするすべての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とし、基本原則を次のとおり規定している。

- ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供・活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行の影響への配慮が行われること
- ②必要な環境整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③本人の意思が尊重されること

女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられた。

※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務。

イ. 周南市男女共同参画事業について

事務局から次のとおり、説明を行った。

- ・第 2 次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて啓発や地域リーダーの育成を行う。
- ・啓発のための研修会、講座、デートDV防止講座等開催
- ・情報誌「じょいんと」発行
- ・市民組織及び市民リーダーの育成支援
- ・男女共同参画推進員による啓発活動
- ・審議会への女性の登用を市内組織へ働きかける

委員：周南市はどれに力をいれて取り組んでいくのか。

事務局：平行的にやっている。漏れの無いようにこころがけやっているつもり。

足りないところなどあれば、ご意見をいただきたい。

ウ. 昨年度の状況について

事務局から、平成26年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について、次のとおり、説明を行った。

この報告は、周南市男女共同参画推進条例第17条に基づき、男女共同参画基本計画すまいるプラン周南に掲げた施策について、平成26年度中に実施した男女共同参画推進事業及び関連事業をまとめ、周南市の男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を年次報告するものである。

平成26年度の取組事業の特色は、周南市男女共同セミナーを企業職場人権ふれあいセミナーも兼ねて徳山大学にて開催した。

また、周南市男女共同参画フォーラムについて、企画、運営については、男女共同参画推進に取り組む市民団体「すまいるネット周南」に、委託し、市民の主体的な取り組みを図った。

男女共同参画情報誌「じょいんと」は市民による編集で、男女共同参画を視点にした防災をテーマに、編集員が現地に行き取材をし、アイデアをだして「じょいんと」を作成した。

平成26年度の男女共同参画推進事業は、前年度に引き続き、概ね総合的かつ計画的に実施され、目標達成に向けて前進している。

エ. 山口県人権推進指針、周南市人権行政基本方針

事務局から次のとおり、説明を行った。

山口県では、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために、「山口県人権推進指針」を平成14年3月に策定し、平成24年3月に改定した。人権課題の中に「男女共同参画」がある。

周南市では、「周南市まちづくり総合計画」において、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向け、「山口県人権推進指針」の趣旨に沿って、「じゆう（自由）」、「びょうどう（平等）」、「いのち（生命）」の3つをキーワードとした「周南市人権行政基本方針」を平成24年4月に策定した。

「山口県人権推進指針」と「周南市人権行政基本方針」を一体的な方針として、諸施策を総合的に推進している。

(7) その他

事務局より、人権推進課を含む17の課が、今年1月に仮庁舎4階（旧近鉄松下百貨店）に移転した。別添チラシを参考にしてほしい。

委員：報告書を見ると、女性団体連絡協議会に、熊毛がないがなぜか。行政から連絡協議会に加入するようすすめてほしい。

事務局：合併当時にあった女性団体連合会がそのまま移行した。当時熊毛にはなかった。行政からすすめる状況は難しい。